

やまなし育水研究会議設置要綱

(目的)

第1条 持続可能な水利用を前提に健全な水循環を守り育てる育水という考え方を基本に置いた上で、育水に関わる研究連携の推進や研究情報の共有を図るとともに、長期的視点に立ち本県の水資源の保全と有効活用を図るための仕組みづくりを産学官連携により推進するため、やまなし育水研究会議（以下「研究会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する検討を行う。

- (1) 育水に関わる研究情報の共有や研究連携の推進に関する事項
- (2) 水質・水環境の評価・チェック機能に関する事項
- (3) 長期的視点に立ち本県の水資源の保全と有効活用に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、やまなし「水」ブランド戦略実現に向けて必要な事項

(組織)

第3条 研究会議は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(運営)

第4条 研究会議には、座長を置く。

2 座長は、委員がこれを互選する。

3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 研究会議は、必要に応じて座長が招集する。

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日から平成29年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(庶務)

第6条 研究会議の庶務は、森林環境部森林環境総務課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会議の運営等に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。